

愛知県特定最低賃金（2業種）改正

～令和6年12月16日発効～

特定最低賃金は、都道府県ごとに特定の産業について設定されています。

愛知県では、12月16日から2業種の特定最低賃金額が改正されます。

(参考：愛知県最低賃金は10月1日より 時間額1,077円 です。)

なお、問合せ先は、事業所を管轄する監督署としていただきますようお願いいたします。

発効日 令和6年12月16日

特定最低賃金名	最低賃金額（時間額）
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業	1,111 円
輸送用機械器具製造業	1,081 円